

専 用 回 線 等 接 続 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]

[ 現 行 ]

第 1 章 総 則

第 1 条～第 2 条 (略)

(用語の定義)

第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

1～3 (略)	
3 専用回線等接続サービス	指定された電気通信回線又は当社が定める電気通信設備と当社が提供する F O M A サービス、X i サービス、卸 F O M A サービス又は卸 X i サービスの契約者回線等との間で通信を行うために提供する電気通信サービス
4～14 (略)	(略)
15 S M S 送信契約	当社から S M S 送信サービスの提供を受けるための契約
16 S M S 送信契約者	当社と S M S 送信契約を締結している者
17 契約者	ビジネス mopera 契約者、特定接続契約者、mopera 直収契約者、通話録音契約者又は S M S 送信契約者
18 接続装置	専用回線等接続サービスに係る電気通信回線との接続又は S M S 送信機能 (料金表第 1 表第 1 (接続装置使用料) に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係る通信を行うために当社が設置する電気通信設備
19～26 (略)	(略)

第 2 章 専用回線等接続サービスの種類等

(専用回線等接続サービスの種類)

第 4 条 専用回線等接続サービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
ビジネス mopera サービス	契約の申込者が指定する電気通信回線とアクセス回線等との間で通信を行うために提供する専用回線等接続サービスであって、特定接続サービス、mopera 直収サービス、通話録音サービス及び S M S 送信サービス以外のサービス
(略)	(略)
S M S 送信サービス	S M S 送信機能を使用して通信を行うことができる専用回線等接続サービス

第 5 条～第 6 条 (略)

第 3 章～第 5 章の 2 (略)

第 1 章 総 則

第 1 条～第 2 条 (略)

(用語の定義)

第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

1～2 (略)	
3 専用回線等接続サービス	指定された電気通信回線と当社が提供する F O M A サービス、X i サービス、卸 F O M A サービス又は卸 X i サービスの契約者回線等との間で通信を行うために提供する電気通信サービス
4～14 (略)	(略)
15 契約者	ビジネス mopera 契約者、特定接続契約者、mopera 直収契約者又は通話録音契約者
16 接続装置	専用回線等接続サービスに係る電気通信回線との接続を行うために当社が設置する電気通信設備
17～24 (略)	(略)

第 2 章 専用回線等接続サービスの種類等

(専用回線等接続サービスの種類)

第 4 条 専用回線等接続サービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
ビジネス mopera サービス	契約の申込者が指定する電気通信回線とアクセス回線等との間で通信を行うために提供する専用回線等接続サービスであって、特定接続サービス、mopera 直収サービス及び通話録音サービス以外のサービス
(略)	(略)

第 5 条～第 6 条 (略)

第 3 章～第 5 章の 2 (略)

### 第5章の3 SMS送信契約

#### (契約の単位)

第34条の7 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1のSMS送信契約を締結します。この場合において、SMS送信契約者は、1のSMS送信契約につき1人に限ります。

#### (SMS送信契約申込の方法)

第34条の8 SMS送信契約の申込みをするときは、SMS送信契約申込の内容を特定するために必要な事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う専用回線等接続サービス取扱所に提出していただきます。

2 前項の場合において、SMS送信契約の申込みをする者は、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提示していただきます。

ただし、当社が提示の必要ないと認める場合は、この限りではありません。

#### (SMS送信契約申込の承諾)

第34条の9 当社は、SMS送信契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

- (1) SMS送信契約の申込みをした者が専用回線等接続サービスに関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) SMS送信契約に基づく接続に必要な電気通信設備に余裕がないとき。
- (3) 第58条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

#### (アクセス回線の登録等)

第34条の10 SMS送信契約者は、SMS送信機能を使用して通信を行うことができるアクセス回線の契約者識別番号等を当社が指定する方法により申し出ていただきます。

2 当社は、前項の規定によりSMS送信契約者から申出があったときは、次の場合を除いて、通信を行うために必要な登録を行います。

- (1) 登録するアクセス回線の数が当社が定める数を超えることとなるとき。
- (2) 申出のあったアクセス回線へ、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）又は特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の規定に違反して電子メールを送信する恐れがあるとき。
- (3) 申出のあったアクセス回線の契約者とSMS送信契約者が同一でない場合であって、そのアクセス回線の契約者の同意がないとき。
- (4) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

3 SMS送信契約に係る名義変更があった場合は、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。

ただし、当社が別に定める方法により、SMS送信契約者より申出があった場合は、この限りではありません。

4 当社は、SMS送信契約者が契約者識別番号等を登録したアクセス回線の契約者から申出があったときは、その登録されたアクセス回線に係る契約者識別番号等を削除します。この場合において、当社は、そのことをSMS送信契約者に通知します。

(国際アウトローミング接続)

第 34 条の 11 S M S 送信契約者は、F O M A サービス契約約款、X i サービス契約約款又は卸携帯電話サービス契約約款に規定する国際アウトローミングの電気通信回線との間で通信を行うことができます。

2 S M S 送信契約者は、前項に規定する通信を行うときは、当社の指定する方法により、あらかじめ当社に申し出ていただきます。

3 当社は、第 1 項の規定により S M S 送信契約者から申出があったときは、ショートメッセージ通信モードによる通信を行うために必要な登録を行います。

(その他の提供条件)

第 34 条の 12 契約者識別番号、契約者の氏名等の変更の届出、名義変更、契約者が行う契約の解除の取扱い及び当社が行う契約の解除については、ビジネス mopera サービスの場合に準ずるものとします。

第 6 章 (略)

第 7 章 利用中止等

第 36 条～第 37 条 (略)

(利用停止)

第 38 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6 か月以内で当社が定める期間（その専用回線等接続サービスに関する料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった専用回線等接続サービスに関する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）その専用回線等接続サービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、専用回線等接続サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないとき、及び第 49 条の 2（債権の譲渡等）の規定により、当社がビジネス mopera サービス及び S M S 送信サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者（第 49 条の 2 に規定するものをいいます。）へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないとき（請求事業者がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）を含みます。以下この条において同じとします。）。

(2) (略)

(3) 第 15 条（ビジネス mopera 契約者の氏名等の変更の届出）、第 23 条（その他の提供条件）、第 29 条（その他の提供条件）、第 34 条（その他の提供条件）、第 34 条の 6（その他の提供条件）及び第 34 条の 12（その他の提供条件）の規定に違反したとき並びにその規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。

(4)～(6) (略)

2～3 (略)

第 6 章 (略)

第 7 章 利用中止等

第 36 条～第 37 条 (略)

(利用停止)

第 38 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6 か月以内で当社が定める期間（その専用回線等接続サービスに関する料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった専用回線等接続サービスに関する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）その専用回線等接続サービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、専用回線等接続サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないとき、及び第 49 条の 2（債権の譲渡等）の規定により、当社がビジネス mopera サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者（第 49 条の 2 に規定するものをいいます。）へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないとき（請求事業者がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）を含みます。以下この条において同じとします。）。

(2) (略)

(3) 第 15 条（ビジネス mopera 契約者の氏名等の変更の届出）、第 23 条（その他の提供条件）、第 29 条（その他の提供条件）、第 34 条（その他の提供条件）及び第 34 条の 6（その他の提供条件）の規定に違反したとき並びにその規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。

(4)～(6) (略)

2～3 (略)

## 第8章 通信

(通信の条件等)

第39条 専用回線等接続サービスに係る通信の取扱いについては、この約款によるほか、通信の相手先となるアクセス回線に係る契約約款に定めるところによります。

2～5 (略)

6 前5項の規定によるほか、第12種接続装置に係る専用回線等接続サービス及びSMS送信サービスの通信の条件は、次のとおりとします。

(1) 専用回線等に係る接続点又はSMS送信機能に係る電気通信設備からFOMAサービス、Xiサービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信（当社が別に定めるものに限りま

(2) (略)

第39条の2 (略)～第40条

## 第9章 料金等

### 第1節 (略)

### 第2節 料金等の支払義務

(専用回線等接続サービスに係る接続装置使用料等の支払義務)

第42条 契約者は、当社がその契約に基づいて専用回線等の接続を開始した日又はSMS送信機能の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間（接続を開始した日又はSMS送信機能の提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表第1（接続装置使用料）及び第5（ユニバーサルサービス料）に規定する料金の支払いを、付加機能の提供を開始した日から起算して付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表第2（付加機能使用料）に規定する料金の支払いを要します。

2～3 (略)

(通信に関する料金の支払義務)

第43条 契約者は、第9種接続装置、第10種接続装置若しくは第12種接続装置に接続する専用回線等に係る接続点又はSMS送信機能に係る電気通信設備からアクセス回線等への通信（その通信が契約者以外の者によって行われる場合を含みます。）があったときは、料金表第1表第3（通信料）の規定に基づいて算定した料金の支払いを要します。

2～5 (略)

第44条～第45条 (略)

### 第3節～第5節 (略)

## 第8章 通信

(通信の条件等)

第39条 専用回線等接続サービスに係る通信の取扱いについては、この約款によるほか、通信の相手先となるアクセス回線に係る契約約款に定めるところによります。

2～5 (略)

6 前5項の規定によるほか、第12種接続装置に係る専用回線等接続サービスの通信の条件は、次のとおりとします。

(1) 専用回線等に係る接続点からFOMAサービス、Xiサービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信（当社が別に定めるものに限りま

(2) (略)

第39条の2 (略)～第40条

## 第9章 料金等

### 第1節 (略)

### 第2節 料金等の支払義務

(専用回線等接続サービスに係る接続装置使用料等の支払義務)

第42条 契約者は、当社がその契約に基づいて専用回線等の接続を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間（接続を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表第1（接続装置使用料）及び第5（ユニバーサルサービス料）に規定する料金の支払いを、付加機能の提供を開始した日から起算して付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表第2（付加機能使用料）に規定する料金の支払いを要します。

2～3 (略)

(通信に関する料金の支払義務)

第43条 契約者は、第9種接続装置、第10種接続装置又は第12種接続装置に接続する専用回線等に係る接続点からアクセス回線等への通信（その通信が契約者以外の者によって行われる場合を含みます。）があったときは、料金表第1表第3（通信料）の規定に基づいて算定した料金の支払いを要します。

2～5 (略)

第44条～第45条 (略)

### 第3節～第5節 (略)

## 第6節 債権の譲渡等

(債権の譲渡等)

第49条の2 当社が指定するビジネス mopera 契約者又はSMS送信契約者（以下この条において「ビジネス mopera 契約者等」といいます。）は、当社がビジネス mopera サービス又はSMS送信サービス（以下この条及び第64条（支払証明書等の発行）において「ビジネス mopera サービス等」といいます。）に係る料金その他の債務（この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。）に係る債権を、当社が定める第三者（以下「請求事業者」といいます。）に譲渡することをあらかじめ承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、ビジネス mopera 契約者等への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

2 ビジネス mopera 契約者等は、当社が前項の規定に基づき請求事業者へ債権を譲渡する場合において、氏名、住所及び契約者識別番号等の情報（請求事業者がビジネス mopera 契約者等へ料金を請求するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限り、）並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード番号及び第38条（利用停止）の規定に基づきそのビジネス mopera サービス等の利用を停止しているときはその内容等の情報（請求事業者が料金を回収するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限り、）を当社が請求事業者へ提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

3 ビジネス mopera 契約者等は、当社が第1項の規定に基づき請求事業者へ譲渡した債権に係る情報（請求事業者への支払状況に関するものであって、当社が定めるものに限り、）を請求事業者が当社に提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

第10章～第11章（略）

第12章 雑則

第56条～第57条（略）

(利用に係る契約者の義務)

第58条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1)～(4)（略）

(5) 接続装置を介したショートメッセージ通信モードによる信号の送信の請求又はSMS送信機能に係る電気通信設備からの通信は当社が定める方法により行うこと。

(6)～(9)（略）

2（略）

3 当社は、接続装置を介したショートメッセージ通信モードによる信号の送信の請求又はSMS送信機能に係る電気通信設備からの通信にあたって、次の行為があったと認めるときは、第1項第5号の規定に違反したものと取り扱います。

(1)～(2)（略）

4（略）

第59条～第62条（略）

## 第6節 債権の譲渡等

(債権の譲渡等)

第49条の2 ビジネス mopera 契約者（当社が指定するビジネス mopera 契約者に限ります。以下この条において同じとします。）は、当社がビジネス mopera サービスに係る料金その他の債務（この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。）に係る債権を、当社が定める第三者（以下「請求事業者」といいます。）に譲渡することをあらかじめ承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、ビジネス mopera 契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

2 ビジネス mopera 契約者は、当社が前項の規定に基づき請求事業者へ債権を譲渡する場合において、氏名、住所及び契約者識別番号等の情報（請求事業者がビジネス mopera 契約者へ料金を請求するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限り、）並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード番号及び第38条（利用停止）の規定に基づきそのビジネス mopera サービスの利用を停止しているときはその内容等の情報（請求事業者が料金を回収するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限り、）を当社が請求事業者へ提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

3 ビジネス mopera 契約者は、当社が第1項の規定に基づき請求事業者へ譲渡した債権に係る情報（請求事業者への支払状況に関するものであって、当社が定めるものに限り、）を請求事業者が当社に提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

第10章～第11章（略）

第12章 雑則

第56条～第57条（略）

(利用に係る契約者の義務)

第58条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1)～(4)（略）

(5) 接続装置を介したショートメッセージ通信モードによる信号の送信の請求は当社が定める方法により行うこと。

(6)～(9)（略）

2（略）

3 当社は、接続装置を介したショートメッセージ通信モードによる信号の送信の請求にあたって、次の行為があったと認めるときは、第1項第5号の規定に違反したものと取り扱います。

(1)～(2)（略）

4（略）

第59条～第62条（略）

第 13 章 その他のサービス

第 63 条 (略)

(支払証明書等の発行)

第 64 条 当社は、契約者等（第 49 条の 2（債権の譲渡等）の規定により、当社がその債権を譲渡したビジネス mopera サービス等に係る者を除きます。以下この条において同じとします。）から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その専用回線等接続サービスに関する料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった料金、工事費又は割増金等の料金以外の債務をいいます。ビジネス mopera サービス等同じとします。）が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。

2～4 (略)

(注) (略)

第 13 章 その他のサービス

第 63 条 (略)

(支払証明書等の発行)

第 64 条 当社は、契約者等（第 49 条の 2（債権の譲渡等）の規定により、当社がその債権を譲渡したビジネス mopera サービスに係る者を除きます。以下この条において同じとします。）から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その専用回線等接続サービスに関する料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった料金、工事費又は割増金等の料金以外の債務をいいます。ビジネス mopera サービス同じとします。）が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。

2～4 (略)

(注) (略)

料金表  
通則（略）

第1 接続装置使用料  
1 適用

第1表 料金（その他のサービスの料金を除きます。）

第1 接続装置使用料  
1 適用

接続装置使用料の適用

接続装置の種類等

ア～エ（略）

オ SMS送信サービスに係る接続装置には、次の種類があります。

種類	内容
SMS送信機能	専用回線等接続契約に基づき、契約者があらかじめ登録したFOMAサービス、Xiサービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信（当社が別に定めるものに限ります。）を行うことができる機能

カ（略）

キ スに規定するタイプ2に係る第11種接続装置の提供を受けるときは、セに規定する第1種接続契約が指定されていると当社が認める期間、カの規定にかかわらず、指定された第1種接続装置の接続装置使用料の支払いを要しません。

ク（略）

ケ 第9種接続装置にはイーサネット接続用のもの又はIP網接続用のものがあり、その内容については、カの規定に準じるものとします。

コ～シ

ス 第11種接続装置には、高速デジタル接続用のもの、イーサネット接続用のもの又はISDN接続用のものがあり、その内容については、カの規定に準じるものとします。

セ スの規定によるほか、第11種接続装置の接続装置使用料は、次の区分があり、接続されるアクセス回線の種類に応じて、2（料金額）の2-11に規定する料金を適用します。

表（略）

ソ 契約者はセに規定するタイプ2に係る第11種接続装置の提供を受けるときは、1の第1種接続契約を指定し、当社に申し出ていただきます。

タ 第12種接続装置には高速デジタル接続用のもの、イーサネット接続用のもの又はインターネット接続用のものがあり、その内容については、カの規定に準じるものとします。

チ～テ（略）

ト 下に規定する高速デジタル接続用のものには、次の種別があります。

表（略）

ナ SMS送信機能の接続装置使用料は、FOMAサービス、Xiサービス又は卸携帯電話サー

料金表  
通則（略）

第1 接続装置使用料  
1 適用

第1表 料金（その他のサービスの料金を除きます。）

第1 接続装置使用料  
1 適用

接続装置使用料の適用

接続装置の種類等

ア～エ（略）

オ（略）

カ ナに規定するタイプ2に係る第11種接続装置の提供を受けるときは、ニに規定する第1種接続契約が指定されていると当社が認める期間、オの規定にかかわらず、指定された第1種接続装置の接続装置使用料の支払いを要しません。

キ（略）

ク 第9種接続装置にはイーサネット接続用のもの又はIP網接続用のものがあり、その内容については、オの規定に準じるものとします。

ケ～サ

シ 第11種接続装置には、高速デジタル接続用のもの、イーサネット接続用のもの又はISDN接続用のものがあり、その内容については、オの規定に準じるものとします。

ス シの規定によるほか、第11種接続装置の接続装置使用料は、次の区分があり、接続されるアクセス回線の種類に応じて、2（料金額）の2-11に規定する料金を適用します。

表（略）

セ 契約者はスに規定するタイプ2に係る第11種接続装置の提供を受けるときは、1の第1種接続契約を指定し、当社に申し出ていただきます。

ソ 第12種接続装置には高速デジタル接続用のもの、イーサネット接続用のもの又はインターネット接続用のものがあり、その内容については、オの規定に準じるものとします。

タ～ツ（略）

テ ツに規定する高速デジタル接続用のものには、次の種別があります。

表（略）

ビスの契約者識別番号の登録数及び追加制御装置の数に応じて、2（料金額）のとおり料金を適用することとします。  
 二 追加制御装置の数は、1のSMS送信契約につき当社が定める数以内とします。  
 又 SMS送信機能に係る接続装置使用料については、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定にかかわらず、日割しません。

2 料金額  
 2-1~2-13 (略)

2-14 SMS送信機能に係るもの

区 分		単 位	料 金 額 (月額)
			次の税抜額 (かつこ内は税込額)
SMS送信機能	基本額	1 契約ごとに	10,600 円 (11,448 円)
	加算額	1 追加制御装置ごとに	600 円 ( 648 円)
		1 契約者識別番号ごとに	75 円 ( 81 円)

第2 (略)

第3 通信料  
 1 適用

通 信 料 の 適 用	
(略)	(略)
(2) FOMAサービス、Xiサービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信の料金の適用	ア 第12種接続装置又はSMS送信機能に係る接続点からFOMAサービス、Xiサービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信の料金は、次表に定める料金の額を適用します。 表 (略) イ アの場合において、別表2（付加機能）に規定する分割送信機能の提供を受けているときは、データを分割して伝送した回数に応じて、アに規定する料金の額を適用します。
(略)	(略)

2 (略)

第4 (略)

2 料金額  
 2-1~2-13 (略)

第2 (略)

第3 通信料  
 1 適用

通 信 料 の 適 用	
(略)	(略)
(2) FOMAサービス、Xiサービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信の料金の適用	ア 第12種接続装置に係る接続点からFOMAサービス、Xiサービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信の料金は、次表に定める料金の額を適用します。 表 (略) イ アの場合において、別表2（付加機能）に規定する分割送信機能の提供を受けているときは、データを分割して伝送した回数に応じて、アに規定する料金の額を適用します。
(略)	(略)

2 (略)

第4 (略)



第5 ユニバーサルサービス料

1 適用

ユニバーサルサービス料の適用

(1) ユニバーサルサービス料に係る適用除外	第1種接続装置、第11種接続装置、第12種接続装置、特定接続装置、mopera直収接続装置、通話録音接続装置及びSMS送信機能に係る契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要しません。
(略)	(略)

2 (略)

第2表～第3表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提 供 条 件
(略)	(略)
22 分割送信機能 専用回線等に係る接続点からFOMAサービス、Xiサービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信（当社が別に定めるものに限ります。）において、当社が定める情報量を超えるデータを、分割して伝送することができる機能をいいます。	(1) 第12種接続装置に係るビジネスmoperaサービス及びSMS送信サービスに限り提供します。 (2) 分割して伝送することのできるデータの情報量（分割する前の情報量をいいます。）は、当社が別に定めるところによります。
(略)	(略)

別表3～別表4 (略)

附 則（平成29年4月6日経企第23号）

この改正規定は、平成29年4月10日から実施します。

第5 ユニバーサルサービス料

1 適用

ユニバーサルサービス料の適用

(1) ユニバーサルサービス料に係る適用除外	第1種接続装置、第11種接続装置、第12種接続装置、特定接続装置、mopera直収接続装置、通話録音接続装置に係る契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要しません。
(略)	(略)

2 (略)

第2表～第3表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提 供 条 件
(略)	(略)
22 分割送信機能 専用回線等に係る接続点からFOMAサービス、Xiサービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信（当社が別に定めるものに限ります。）において、当社が定める情報量を超えるデータを、分割して伝送することができる機能をいいます。	(1) 第12種接続装置に係るビジネスmoperaサービスに限り提供します。 (2) 分割して伝送することのできるデータの情報量（分割する前の情報量をいいます。）は、当社が別に定めるところによります。
(略)	(略)

別表3～別表4 (略)